



RS 豪ドル債券ファンド

愛称：為替リスク配慮型豪ドル債券ファンド

ファンドの概要

設定日 2012年7月11日
 償還日 2022年5月17日
 決算日 原則毎月17日
 収益分配 決算日毎

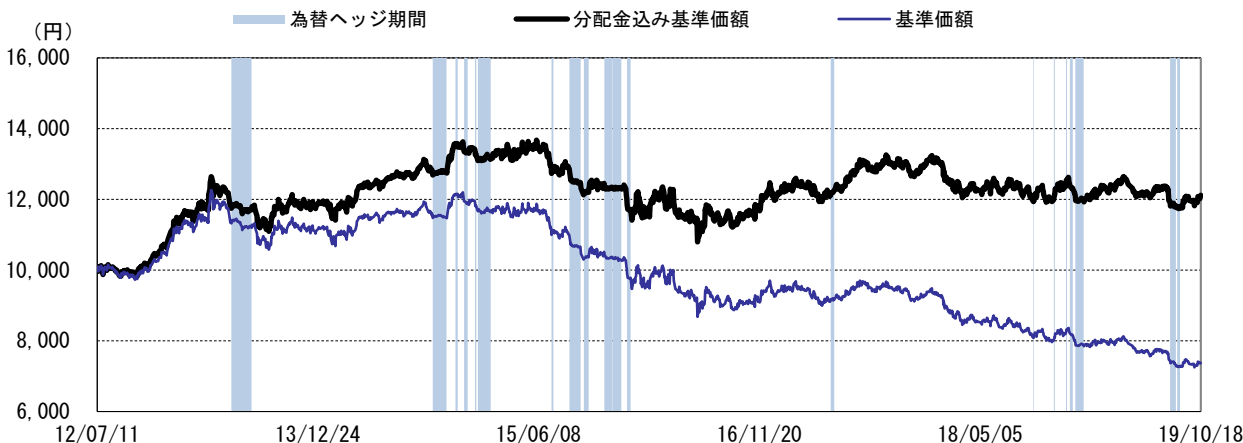
ファンドの特色

1. 主に、豪ドル建ての公社債に投資を行ないます。
2. 金融市場の変動が大きくなると判断される局面では、日興アセットマネジメントが為替ヘッジを行ないます。
3. 債券部分の実質的な運用は、日興AMリミテッドが行ないます。
4. 毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

運用実績

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<基準価額の推移>



※分配金込み基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものを表示しています。
 ※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。
 信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

基準価額： 7,374円
 純資産総額： 20.76億円

<分配金実績（税引前）>

| 設定来合計 | 直近12期計 | 18・11・19 | 18・12・17 | 19・1・17 | 19・2・18 | 19・3・18 |
|---------|---------|----------|----------|---------|---------|----------|
| 4,780円 | 720円 | 60円 | 60円 | 60円 | 60円 | 60円 |
| 19・4・17 | 19・5・17 | 19・6・17 | 19・7・17 | 19・8・19 | 19・9・17 | 19・10・17 |
| 60円 | 60円 | 60円 | 60円 | 60円 | 60円 | 60円 |

<基準価額の騰落率>

| 1週間 | 4週間 | 8週間 | 設定来 |
|-------|-------|-------|--------|
| 0.31% | 1.20% | 2.92% | 21.19% |

※基準価額の騰落率は、分配金（税引前）を再投資し計算しています。

<資産構成比率>

| | |
|-----------------------|-------|
| オーストラリア・ボンド・ファンド クラスA | 98.9% |
| マネー・アカウント・マザーファンド | 0.3% |
| 現金その他 | 0.8% |

※比率は当ファンドの純資産総額比です。

<為替ヘッジの状況>

| 日付 | 為替ヘッジ |
|------------|-------|
| 2019/10/11 | |
| 2019/10/15 | |
| 2019/10/16 | |
| 2019/10/17 | |
| 2019/10/18 | |

※左表では、「当ファンドが為替ヘッジを行っていた日」に「○」を表示しています。
 ※為替ヘッジを行なう場合は、原則としてフルヘッジをめざしますが、市場動向等によってはフルヘッジとなっていない場合があります。
 ※市場動向によっては、為替ヘッジを行なっても、為替ヘッジのタイミングなどの影響により為替変動リスクが完全に排除されない場合があります。
 ※豪ドルの金利が日本円の金利よりも高い場合、為替ヘッジを行なう際に為替ヘッジコストが発生します。
 ※為替ヘッジを行なった後、為替が豪ドル高・円安となった場合は、為替差益が享受できない可能性があります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めたいことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

| | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品分類 | 追加型投信／海外／債券 |
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 信託期間 | 2022年5月17日まで(2012年7月11日設定) |
| 決算日 | 毎月17日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的にこなうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入・換金申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がシドニーの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。 |
| 課税関係 | 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。 |

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

| | |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料 | 購入時の基準価額に対し 3.24%*(税抜3%)以内 *消費税率が10%になった場合は、 3.3% となります。 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。 例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のとときに、購入時手数料率3.24%*(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×3.24%*(税込)=32,400円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万2,400円をお支払いいただくこととなります。 *消費税率が10%になった場合は、上記例示の購入時手数料率(税込)は3.3%になり、それに基づき計算される金額も増加します。 ありません。 |
| 換金手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| <信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用> | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額に対し 年率1.4472%*(税抜1.38%)程度 が実質的な信託報酬となります。 *消費税率が10%になった場合は、 1.464% となります。 信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.9072%*(税抜0.84%)、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.54%程度となります。 *消費税率が10%になった場合は、 0.924% となります。 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。 |
| その他の費用・手数料 | 目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、 ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 が信託財産から支払われます。 組入る有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 |

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | : 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | : 三井住友信託銀行株式会社 |
| 販売会社 | : 販売会社については下記にお問い合わせください。 日興アセットマネジメント株式会社 [ホームページ] www.nikkoam.com/ [コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。) |

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

ファンドもしくはファンドが投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。また、為替ヘッジを行なった場合であっても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※ファンドもしくはファンドが投資対象とする投資信託証券には、これらのリスクがあり、ファンドの基準価額は、その影響を受けて変動します。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様へ「RS豪ドル債券ファンド（愛称：為替リスク配慮型豪ドル債券ファンド）」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は 日興アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|--------------|--------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号 | ○ | | | |
| 株式会社池田泉州銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社中国銀行 | 登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号 | ○ | | ○ | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社百十四銀行 | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第5号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社広島銀行 | 登録金融機関 中国財務局長（登金）第5号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北都銀行 | 登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号 | ○ | | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

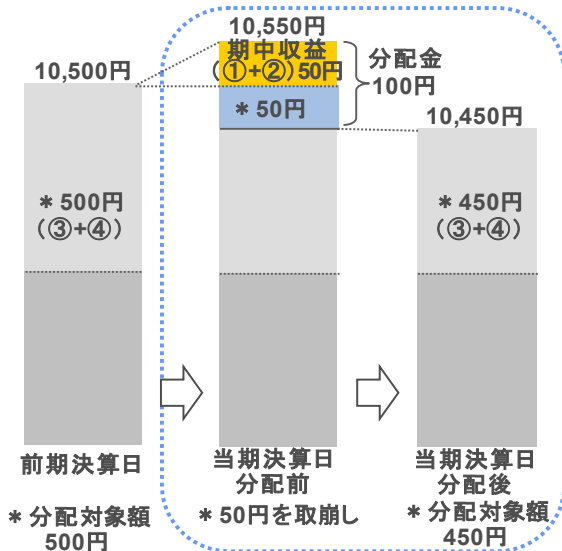
投資信託で分配金が支払われるイメージ



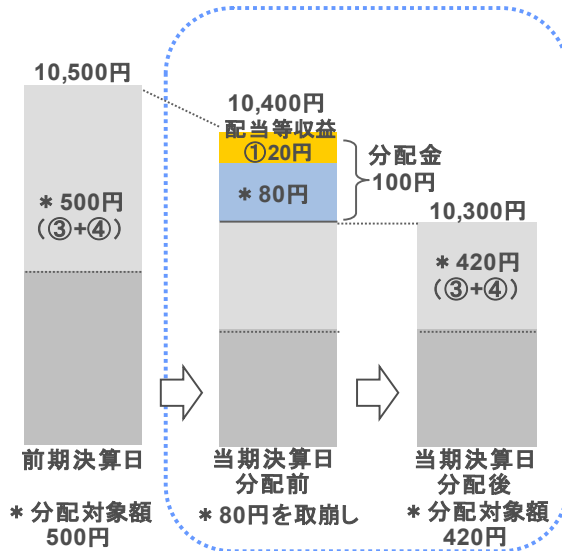
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

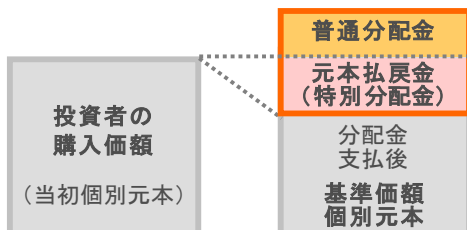


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

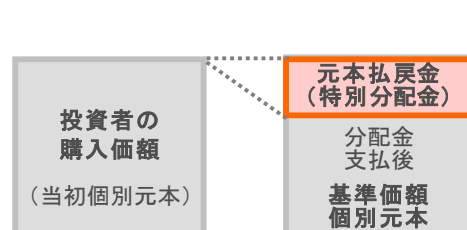
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- **普通分配金** : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- **元本払戻金(特別分配金)** : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。